

元年度 公文書開示状況（9月決定分） 水道局

様式

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	2019/8/19	2019/9/2	東村山浄水場オゾン発生器（1号）補機等補修工事に関する設計書一式	51	1														(7条3号) 単価提供元を公にすることで、他の者に単価提供元企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため	水道局東村山浄水管理事務所庶務課	
2	2019/8/19	2019/9/2	鹿浜2局外4か所配水本管テレメータ設備改良工事に関する設計書一式	52	1															水道局水運用センター運用課	
3	2019/8/19	2019/9/2	朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管（2600mm）トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する内訳明細書の積算根拠資料	19	1							1	1						(7条3号及び6号) 見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、これを開示した場合、他社に経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると判断され、また、見積精査の経過やその算定式は、開示することにより、今後当局が行う同様の見積りにおいて、見積会社の思惑によりその金額の高止まりを招く等、適切な設計価格設定に支障を生じると認められるため (7条3号) 受託者住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることになり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 偽造等により法人の財産が脅かされる恐れがあるため	水道局東部建設事務所工事第二課	
4	2019/8/20	2019/9/3	北区王子本町一丁目地先から同区王子一丁目地先間配水本管（600mm）新設工事に関する令和元年8月1日付契約変更分の設計書一式（特記仕様書及び図面を除く）	229	1															水道局東部建設事務所工事第二課	
5	2019/8/20	2019/9/3	朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管（2600mm）トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する設計書一式及び図面	5	1															水道局東部建設事務所工事第二課	
6	2019/8/20	2019/9/3	千代田区神田神保町一丁目地先配水本管（700mm）布設替工事に関する設計書一式	122	1															水道局東部建設事務所工事第二課	
7	2019/8/20	2019/9/3	江戸川区松本二丁目地内押込立坑用地復旧工事に関する設計書一式	34	1															水道局東部建設事務所工事第一課	
8	2019/8/20	2019/9/3	三鷹市新川六丁目地先から同市牟礼七丁目地先間配水本管（400mm）布設替工事に係る設計書一式及び施工代価表	1255	1															水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課	
9	2019/8/20	2019/9/3	練馬区大泉学園町四丁目地内から同区石神井台一丁目地内間送水管（2600mm）用トンネル築造工事に関する積算根拠資料	2	1							1								(7条3号及び6号) 見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報であり、これを開示した場合、他の者に経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるとともに、その評価方法を開示した場合、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため	水道局西部建設事務所工事第一課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
10	2019/8/21	2019/9/3	日野市日野本町六丁目1番地先配水小管布設替及び新設工事に関する設計書一式	50	1														水道局多摩給水管理事務所工務課
11	2019/8/21	2019/9/4	朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する設計書一式及び図面	124		1													水道局東部建設事務所工事第二課
12	2019/8/21	2019/9/4	練馬区石神井台一丁目地内から上井草給水所間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する設計書一式及び図面	157		1													水道局西部建設事務所工事第一課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
13	2019/8/21	2019/9/4	北区王子本町二丁目4番地先から同区岸町一丁目1番地先間外3か所配水小管布設替工事の起工変更(第1回、第2回)に関する設計書一式	268	1														水道局北部支所庶務課
14	2019/8/21	2019/9/4	朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事に関する設計書一式及び施工代価表	446		1													水道局東部建設事務所工事第二課
15	2019/8/21	2019/9/4	朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事に関する設計書一式及び施工代価表	500		1													水道局東部建設事務所工事第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
16	2019/8/21	2019/9/4	練馬区大泉学園町四丁目地内から同区石神井台一丁目地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事に関する数量計算書、工程表、見積価格決定資料、施工代価表、管理費区分チェックリスト及び積算根拠資料	344		1													(7条3号) 引用元書籍情報を公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該出版元の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該出版元の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため (7条2号) 数量計算書の委託業者担当の氏名は個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であるため (7条3号及び6号) 見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報であり、これを開示した場合、他の者に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるとともに、その評価方法を開示した場合、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため (7条3号) 管理費区分チェックリストの処分先は当該部分に記載された企業名称と内訳明細書とを照らし合わせることで、当該企業の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため	水道局西部建設事務所 工事第一課
17	2019/8/21	2019/9/4	江東区豊洲六丁目地先から同区有明三丁目地内間送水管(1200mm)用立坑築造及びトンネル築造工事に関する設計書一式、施工代価表、管理費区分チェックリスト	270		1													(7条3号) 見積金額及び歩掛数値は、これらを提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、これらを開示した場合、他社に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条6号) 見積金額の評価内容を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じるおそれがあるため (7条3号) 管理費区分チェックリスト内の建設廃棄物の民間受入会社名称は公表すると搬出先企業の経営情報が知られることとなり、競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条3号) 一部積算基礎資料に市販の刊行物を使用しており、これらの刊行物名を開示した場合、資料出版元法人の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため	水道局東部建設事務所 工事第一課
18	2019/8/23	2019/9/6	新宿区西新宿一丁目地先配水本管(1100mm)既設さや管内配管工事に関する共通仮設費・現場環境改善費算出表及び諸経費算出表	6	1														水道局西部建設事務所 工事第一課	
19	2019/8/26	2019/9/6	中川新宿水管橋(1500mm)撤去工事(その1)及び中川新宿水管橋(1500mm)撤去工事(その2)に関する質問回答書	26	1														水道局東部建設事務所 工事第一課	
20	2019/8/26	2019/9/6	小平市上水本町四丁目2番地先から同市上水本町五丁目19番地先間配水小管布設替及び新設工事に関する資源調書	28	1														水道局立川給水管理事務所 工務課	
21	2019/8/26	2019/9/6	東久留米市南沢三丁目16番地先配水小管新設工事に関する資源調書	14	1														水道局立川給水管理事務所 工務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
22	2019/8/26	2019/9/6	杉並区高井戸東三丁目8番地先から同区高井戸東三丁目10番地先間外2か所配水小管布設替工事に関する資源調査	34	1														水道局西部支所配水課	
23	2019/8/26	2019/9/6	日野市多摩平四丁目地先から同市多摩平二丁目地先間配水本管(400mm)新設工事に関する資源調査	29	1														水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課	
24	2019/8/27	2019/9/10	深大寺浄水所配水池撤去工事に係る代価表(表紙含む)	70	1														水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課	
25	2019/8/27	2019/9/10	長沢浄水場粉末活性炭注入施設等整備工事、砧下浄水所給水管布設替及び排水沈殿池等耐震補強工事に関する代価表	66	1														水道局東村山浄水管理事務所庶務課	
26	2019/8/27	2019/9/10	三園浄水場洗淨排水池耐震補強工事に関する設計書一式	68	1														水道局朝霞浄水管理事務所技術管理課	
27	2019/8/27	2019/9/10	東村山浄水場受変電設備改良工事、境浄水場監視制御設備等改良工事に関する設計書一式	383	1						1		1					(7条4号及び6号) 制御方式及び信号項目表を公にすることで、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため	水道局東村山浄水管理事務所庶務課	
28	2019/8/27	2019/9/10	江北給水所(仮称)外1か所電気設備等設置工事に関する設計書一式	278	1						1		1						(7条4号及び6号) 特記仕様書のうち、操作制御方式は公にすることで、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保及び業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	水道局東部建設事務所工事第二課
29	2019/8/27	2019/9/10	練馬給水所外1か所電気設備等改良工事に関する設計書一式	333	1						1		1						(7条4号及び6号) 工事設計書及び特記仕様書のうち工事場所の名称がわかる部分は公にすることにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため	水道局水運用センター運用課
30	2019/8/27	2019/9/10	戸倉浄水所外9か所監視制御設備等改良工事に関する設計書一式	220	1						1		1						(7条4号及び6号) 特記仕様書のうち信号項目表及び運転操作方式は公にすることによって、テロ等の犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるとともに、セキュリティ上問題が生じるおそれがあるため	水道局立川給水管理事務所工務課
31	2019/8/27	2019/9/10	金町浄水場統合監視制御設備設置工事に関する設計書一式	286	1						1		1						(7条4号及び6号) 操作方式及び信号項目表を公にすることで、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	水道局金町浄水管理事務所庶務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
32	2019/9/3	2019/9/10	朝霞浄水場沈殿池（A群）排泥弁等取替工事における価格点及び技術点の内訳	1	1														水道局経理部契約課
33	2019/8/28	2019/9/11	東久留米市南町二丁目3番地先から西東京市西原町四丁目2番地先間配水小管新設工事に関する施工代価表	261	1														水道局立川給水管理事務所工務課
34	2019/8/28	2019/9/11	三鷹市新川六丁目地先から同市牟礼七丁目地先間配水本管（400mm）布設替工事に係る設計書一式及び施工代価表	501	1														水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課
35	2019/8/28	2019/9/11	練馬区石神井台一丁目地内から上井草給水所間送水管（2600mm）トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する設計書一式及び調査報告書	768		1						1	1						水道局西部建設事務所工事第一課
36	2019/8/28	2019/9/11	朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管（2600mm）トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する設計書一式及び施工代価表	332		1							1	1					水道局東部建設事務所工事第二課









月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
63	2019/9/5	2019/9/19	境界確認協議書（港区白金〇丁目〇番〇）	3		1													(7条4号) 境界確認協議書の立会者印影及び土地所有者印影並びに実測図の土地所有者印影及び作製者印影は公にすることにより、偽造等で財産が脅かされるおそれがあると認められるものであるため	水道局経理部管理課
64	2019/9/5	2019/9/19	三郷浄水場次亜受入槽改良工事に関する設計書一式及び図面、三郷浄水場次亜受入槽改良工事（その2）に関する施工図面	69		1							1		1				(7条4号及び6号) 施工図面のうち施設及びその配置がわかるものは公にすることで、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保及び業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	水道局金町浄水管理事務所庶務課
65	2019/9/5	2019/9/19	勘定科目コード	131	1															水道局総務部企画調整課
66	2019/9/6	2019/9/19	千ヶ瀬第二浄水所（仮称）整備工事に係る設計書一式	1070	1															水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課
67	2019/9/6	2019/9/19	小河内貯水池水根橋外1か所落橋防止装置等整備工事に関する工事成績評定通知書	2		1						1								水道局水源管理事務所管理課
68	2019/9/9	2019/9/20	港区白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業に伴う配水本管の占用及び配水本管用地活用に関する協定書 第13条に基づく、隣接地の環境整備に関する協議について（回答）に関する協定書、協議文、回答文	9		1						1	1	1						水道局中央支所庶務課
69	2019/9/9	2019/9/20	中野区大和町二丁目49番地先配水小管新設工事に関する設計書一式	29	1															水道局西部支所配水課
70	2019/9/10	2019/9/20	平成30年度 一日最大配水量・一日平均配水量、平成30年度 取水量集計表、平成30年度 地区水源集表、平成30年度 地下水取水量（日量）、平成30年度 浄水場別取水量・原水量・配水量（日量）、平成31年4月1日から令和元年8月31日までの配水量	4		1														水道局総務部施設計画課
71	2019/9/10	2019/9/20	平成30年度給水人口、平成30年度の「区部＋統合市町＋未統合市町」の一日平均使用水量、平成30年度の「区部＋統合市町＋未統合市町」の一日平均使用水量（生活用水）、平成30年度多摩地区使用水量	8		1														水道局浄水部浄水課
72	2019/9/10	2019/9/24	板橋区中丸町地先配水本管（800mm・600mm）既設さや管内配管工事に関する設計書一式	401	1															水道局西武建設事務所工事第一課
73	2019/9/11	2019/9/25	葛西給水所次亜貯蔵槽補修作業に関する設計書一式	4	1															水道局水運用センター運用課
74	2019/9/11	2019/9/25	三鷹新川浄水所ばっ気処理装置用送風機取替工事に関する設計書一式	9	1															水道局多摩給水管理事務所工務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
75	2019/9/11	2019/9/25	朝霞浄水場沈殿池(A群)排泥弁等取替工事に関する設計書一式	10	1														水道局朝霞浄水管理事務所庶務課
76	2019/9/11	2019/9/25	葛飾区南水元二丁目地内から足立区中川五丁目地先間配水本管(2200mm)用立坑築造及びトンネル築造工事に関する工程表、施工代価表、質問回答書、積算根拠及び管理費区分チェックリスト	256	1						1				1				水道局東部建設事務所工事第一課
77	2019/9/11	2019/9/25	北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地内間配水本管(1000mm)用立坑築造工事に関する工程表、工期算定根拠、施工代価表、質問回答書、積算根拠及び管理費区分チェックリスト	144	1						1								水道局東部建設事務所工事第一課
78	2019/9/11	2019/9/25	練馬区石神井台一丁目地内から上井草給水所間送水管(2600mm)用立坑築造及びトンネル築造工事に関する日数算定根拠資料、施工代価表、質問回答書、見積価格評価一覧表及び積算根拠資料	291	1						1				1				水道局西部建設事務所工事第一課
79	2019/9/13	2019/9/25	中央区八重洲一丁目2番地先から同区日本橋一丁目3番地先間外2か所配水小管布設替工事における設計書一式	419	1														水道局給水部配水課
80	2019/9/12	2019/9/26	多摩北部給水所(仮称)から東村山市恩多町一丁目地先間送水管(900mm)新設工事(シールド工事)に関する設計書一式、施工代価表、見積承認書・調査報告書	1063	1						1	1			1				水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課
81	2019/9/12	2019/9/26	朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事に関する工事設計書一式、施工代価表、積算資料	651	1						1				1				水道局東部建設事務所工事第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
82	2019/9/12	2019/9/26	江東区豊洲六丁目地先から同区有明三丁目地内間送水管(1200mm)用立坑築造及びトンネル築造工事に関する設計書一式、施工代価表、工程表及び見積価格決定書	853		1													(7条3号) 見積価格決定書の調査報告書に記載されている法人住所、名称、理事長名、契約番号及び委託件名を開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条6号) 見積金額の評価内容を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じることがあるため (7条4号) 数量計算書の請負者印影は公にすることにより、偽造等で犯罪に利用、及び財産が脅かされるおそれがあるため (7条2号) 数量計算書の請負者現場代理人及び配水管工氏名並びに配水管工資格年月日は個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため	水道局東部建設事務所 工事第一課	
83	2019/9/12	2019/9/26	葛飾区南水元二丁目地内から足立区中川五丁目地先間配水本管(2200mm)用立坑築造及びトンネル築造工事に関する設計書一式、施工代価表、特別単価調査報告書	649		1						1							(7条3号) 数量計算書内の積算基礎資料名は開示すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該出版元の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該出版元の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条6号) 工程表内の次期工事工程及び工事内容は開示すると、他の者に次期工事の工程及び工事内容の情報を知られることになり、適正な競争が阻害されるおそれがあるため (7条3号) 見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、これを開示した場合、他社に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条6号) 見積金額の評価内容及び一部採用金額を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じることがあるため	水道局東部建設事務所 工事第一課	
84	2019/9/12	2019/9/26	柴崎浄水所2号配水池及びポンプ棟築造工事(令和元年8月8日付第2回設計変更分)に係る設計書類一式	200	1															水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課	
85	2019/9/12	2019/9/26	砂川中部浄水場から昭島市美堀町四丁目地内間送水管(2000m)トンネル内配管及び立坑築造工事(第2回変更分)に係る設計書一式及び図面	116	1															水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課	
86	2019/9/13	2019/9/27	朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する採用単価一覧(局単価以外)、局特別単価調査報告書、見積比較表、配管機械器具損料及び電力料(二次覆工)、配管機械器具損料及び電力料(エアミルク充てん)、エレベータ損料、防音パネル処分費、換気設備損料	22		1							1	1						(7条3号) 受託者住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 偽造等により法人の財産が脅かされるおそれがあるため (7条3号及び6号) 見積金額・歩掛・日進量は、それらを提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、これを開示した場合、他社に経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると判断され、また、見積精査の経過やその算定式は、開示することにより、今後当局が行う同様の見積りにおいて、見積会社の思惑によりその金額の高止まりを招く等、適切な設計価格設定に支障を生じると認められるため	水道局東部建設事務所 工事第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
87	2019/9/13	2019/9/27	練馬区石神井台一丁目地内から上井草給水所間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する見積価格決定資料、調査報告書及び算出根拠資料	27	1														(7条3号) 歩掛、日進量及び見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報であり、これを開示した場合、他の者に経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため(7条3号及び4号) 調査報告書に記載のある受託者の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び契約件名は公にすることにより、当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとともに、法人の印影を公にすると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるため(7条6号) 見積金額の評価方法を開示した場合、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため(7条3号) 当該部分に記載された企業名称を公表すると搬出先企業の経営情報が知られることとなり、競争上及び事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。(7条3号) 引用元書籍情報を公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該出版元の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該出版元の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため	水道局西部建設事務所 工事第一課
88	2019/9/17	2019/9/27	令和元年度仮配管工設計単価表(令和元年7月1日)	2	1														水道局給水部配水課	

※公文書の件名内の「工事設計書一式」とは「①工事設計書②説明書③工事総括数量表④総括書⑤工種別総括書⑥内訳書⑦内訳明細書⑧代価明細書⑨共通仮設費・イメージアップ経費算出表⑩諸経費算出表⑪管弁類材料集計表(表紙)⑫管弁類材料工種別総括書⑬管弁類材料内訳書⑭給水管類材料内訳明細書⑮特記仕様書」のいずれか(複数)を含む。

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。